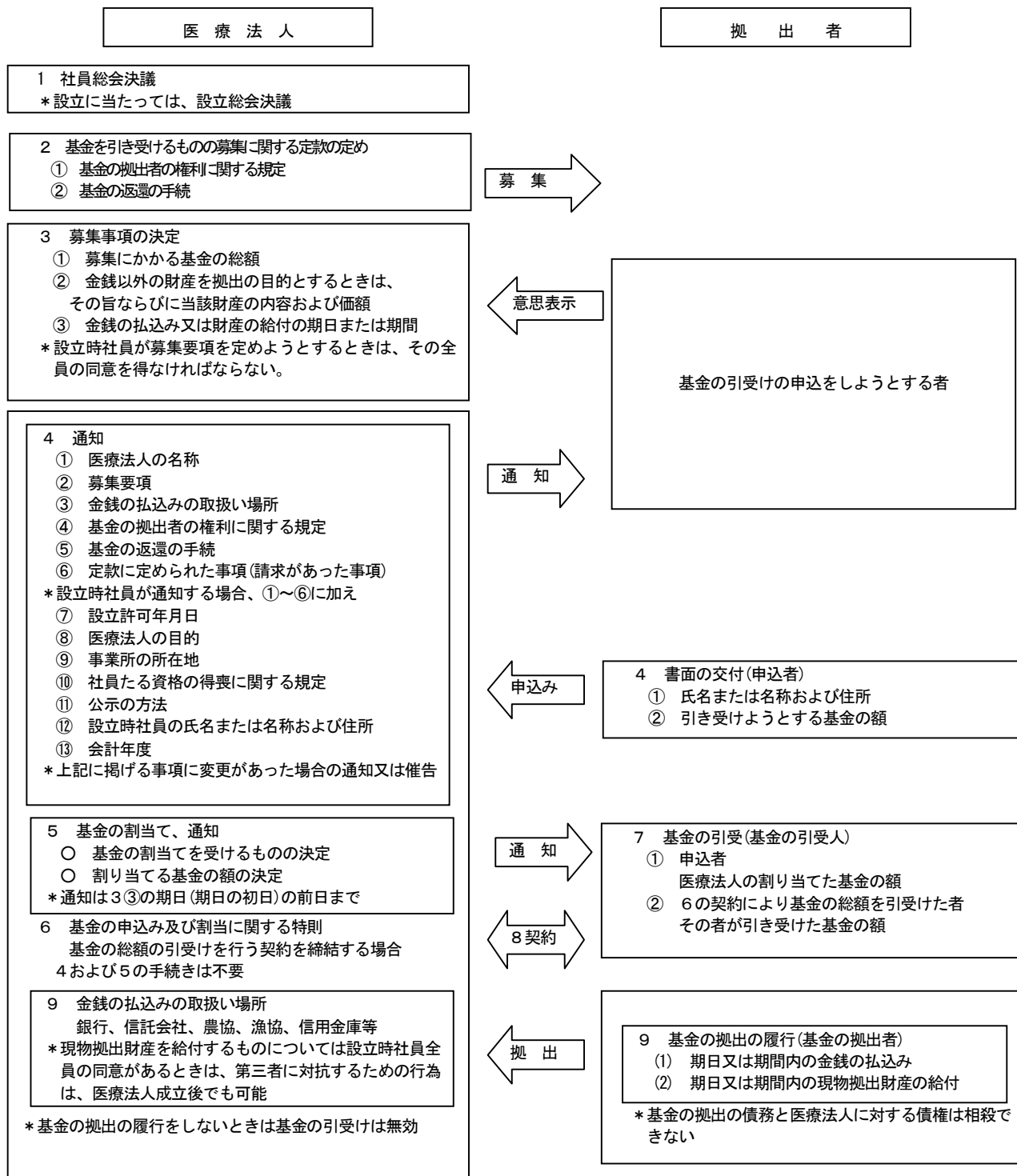


び (B) の医療法人が活動資金必要時(基金の増額)に活用することが出来る。ただし (B) 経過措置型医療法人からの移行に関しては、移行時税制が未定のため注意が必要である。

(2) 基金の手続き・方法

1) 基金の手続きの流れ¹⁰



¹⁰ 北海道庁保健福祉部保健医療局医務薬務課 「医療法人に係る各種手続き等について」 参照